

議長	<p>それでは、議事に入ります。議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4-1について、地区担当委員から現地調査報告をしていただきますが、地区担当委員は私ですので、代わって内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
推2番	<p>整理番号4-1について、11月20日に吉田勝紀委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は、大字上畑字中堂地内にございます。</p> <p>農地の現況ですが、梅にございます。</p> <p>今回、自家用駐車場として使用するために申請したものです。</p> <p>また、周辺農地への影響は特段ないものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況につきましては、内野博司推進委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は、コインランドリー設備を販売管理する会社を経営し、兼業で農業を営んでいます。</p> <p>申請人は、敷地内に駐車スペースを確保しようとしたところ、物置・倉庫・土蔵・合併浄化槽など既存工作物で使用していることから、敷地内にスペースを確保できない状態であったとのことです。</p> <p>こうした課題を解消すべく、敷地内の手前に位置する申請地を利用して駐車場を設置し、自宅敷地を拡張したく申請されたものです。</p> <p>申請年月日は、令和元年11月5日、同日農業委員会受付となっております。</p> <p>次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。</p> <p>農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断で</p>

き、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して、造成費等に対し、自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はありません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

私も内野博司推進委員と現地調査をしましたが、特段補足はございません。内野博司推進委員の説明のとおりです。

ただいまから質疑に入らせていただきます。

担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4-1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、地区担当委員から現地調査報告をしていただきますが、地区担当委員は私ですので、代わって内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推2番

整理番号5-1について、11月20日に吉田勝紀委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は、大字上畑字中堂地内にあります。

農地の現況ですが、保全管理されています。

申請地の南側が県道、東側が市道、西側、北側が農地です。なお、農地はいずれも譲渡人が所有しております。

日照等の問題は特段ないと考えております。

申請地には飯能住まい制度を利用し、住宅を建築する予定ということです。

周辺農地の影響は特段ないものと考えます。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

補足説明いたします。

農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、内野推進委員の説明のとおりです。

申請人は、現在八王子市のアパートにて妻と子供1人で生活しております。

以前から家庭菜園を営みたく、家も手狭なため転居を検討していたことです。そこで今回飯能住まい制度を活用し、土地所有者の了承も得られたことから申請をされたものです。

優良田園住宅制度としては16件目の認定となります。類型は家庭菜園型での利用となります。

申請年月日は、令和元年11月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費等に対し、融資にて対応することの関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されない

ということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済ならびに開発行為許可申請が同時にされています。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査しましたが、内野博司推進委員の説明のとおりです。

ただいまから質疑に入らせていただきます。

担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局からの補足説明のあった議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、地区担当委員から現地調査報告をしていただきますが、地区担当委員は私ですので、代わって内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推2番

整理番号5-2について、11月20日吉田勝紀委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は、大字下畑字渡戸原地内でございます。

農地の現況は、お茶やシダレモモがございました。

周辺農地への影響は特段ないものと考えます。

申請者は飯能住まい制度を活用し、住宅を建築し、東京都小笠原村から移住をするものです。

議長

周辺農地の影響は特段ないものと考えます。  
説明は以上です。  
事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

補足説明いたします。  
農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について補足説明いたします。  
申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。  
現地の状況については、内野推進委員の説明のとおりです。  
申請人は、現在東京都小笠原村にて妻と子供3人で生活しております。以前から家庭菜園を営みたく、また、小笠原村へは期間限定の異動のため、帰任するにあたり、新居を検討していたとのこと。そこで今回飯能住まい制度を活用し、土地所有者の了承も得られたことから申請をされたものです。  
優良田園住宅制度としては17件目の認定となります。類型は家庭菜園型での利用となります。  
申請年月日は、令和元年11月5日、同日農業委員会受付となっております。  
次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。  
農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。  
次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。  
1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費等に対し、自己資金と融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。  
2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。  
3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。  
4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済ならびに開発行為許可申請が同時にされています。  
5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。  
6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。  
7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。  
8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。  
補足説明は以上です。

議長

同行して調査しましたが、内野博司推進委員の説明のとおりです。  
ただいまから質疑に入らせていただきます。

担当委員、推進委員の説明及び事務局からの補足説明のあった議案第2号  
農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、何かご意見、ご質問等ありますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第3号 認定農業者の認定について議題といたします。  
それでは、事務局より説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議案第3号 認定農業者の認定について説明いたします。

【資料に基づき説明】

詳細につきましては、担当から説明いたします。

事務局

説明いたします。

農業経営改善化計画は、現在の農業経営から5年後の農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画です。

今回の申請者は、自宅敷地の一部できのこ類を生産し、販売されてきましたが、営農拡大しようと都心に近くまた、交通の便の良いこの飯能市で生産施設を建設し、生産拡大を図るものです。

今回の申請は、農業経営基盤強化促進法第12条第4項の第1号、農業経営改善計画の内容が基本構想に照らし適切なものであるかですが、適切であると判断されます。

次に、第2号の、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適合なものであるかですが、適合するものであると判断されます。

また、今回の計画の達成も見込まれると判断されます。

以上のことから、認定するに値する計画です。

説明は以上です。

議長

続きまして、申請者が事業概要について説明します。

	入室を許可してよろしいでしょうか。
	<b>【異議なしの声あり】</b>
議長	申請者に入室していただくよう願います。
	<b>【申請者 入室】</b>
議長	それでは、事業概要について説明をお願いします。
	<b>【申請者説明】</b>
議長	何かご意見、ご質問等ございますか。
2番	施設の稼働予定はいつ頃でしょうか。
申請者	令和3年頃に工場を稼働させ、徐々に稼働率を上げていく予定です。
議長	その他ございますでしょうか。
10番	農地については、借地と購入のどちらをお考えでしょうか。
申請者	購入することを考えています。
10番	工場予定地につながる道路はありますか。
申請者	現場を確認し、道路があることを確認しています。
議長	その他ございますでしょうか。
	<b>【なしの声あり】</b>
議長	無いようでしたら、申請者は退室をお願いします。
	<b>【申請者退室】</b>
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ございますか。

推9番	申請者は法人と個人のどちらの認定になりますか。
事務局	法人での認定となります。
議長	その他ございますでしょうか。
	<b>【なしの声あり】</b>
議長	無いようでしたら、承認することに賛成の方は、挙手願います。
	<b>【全員挙手】</b>
議長	全員賛成でございますので、承認することといたします。 続きまして、議案第4号 特定都市農地貸付けの承認について議題といたします。 それでは、事務局より説明をお願いします。
事務局長	それでは、議案第4号 特定都市農地貸付けの承認について説明いたします。 <b>【資料に基づき説明】</b> 説明は以上です。なお、詳細は担当から説明いたします。
事務局	説明いたします。 申請者は、平成30年9月1日施行の「都市農地の賃借の円滑化に関する法律」を活用し、市民農園を開設したいと申請されました。 現在県内では、川口市と草加市の2市でこの制度を活用した市民農園が開設されています。 また、現在農地所有者と開設者である申請者と市との間で協定の締結はされており、貸付規程も準備されております。そのため、今回は農業委員会への申請に至ったところです。
議長	続きまして、事業者が事業概要について説明します。 入室を許可してよろしいでしょうか。
	<b>【異議なしの声あり】</b>
議長	事業者に入室していただくよう願います。 <b>【事業者 入室】</b>



議長	<p>それでは、事業概要について説明をお願いします。</p> <p><b>【事業者説明】</b></p>
議長	<p>何かご意見、ご質問等ございますか。</p>
2番	<p>事業の収益は出ていますでしょうか。</p>
申請者	<p>収益を出すのは難しいですが、事業を通じて、農業に対して興味関心を持っていただく機会としています。さらに学びたいという方には、農業学校のご案内をさせていただいております。</p> <p>今後独立したい方については、流通販売のフォローを行っていきます。</p>
議長	<p>その他ございますでしょうか。</p>
10番	<p>駐車場の確保はされているのでしょうか。</p>
申請者	<p>農地所有者の方から、車が無いとアクセスが難しいというお話もありました。</p> <p>そこで、農地所有者の方から不動産業者を紹介していただき、需要によって検討していきたいと考えております。</p>
議長	<p>他にございますでしょうか。</p>
7番	<p>農園の管理はしっかりとさせていただきたいと思います。</p>
申請者	<p>近隣の方に迷惑がかからないように管理したいと考えております。</p>
議長	<p>その他ございますでしょうか。</p> <p><b>【なしの声あり】</b></p>
議長	<p>無いようでしたら、事業者は退室をお願いします。</p> <p><b>【事業者退室】</b></p>
議長	<p>ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ございますか。</p>

議長	<p>【なしの声あり】</p> <p>無いようでしたら、承認することに賛成の方は、挙手願います。</p>
議長	<p>【全員挙手】</p> <p>全員賛成でございますので、承認することといたします。  続きまして、報告第1号農地法第4条の規定による届出について、報告第2号農地法第5条の規定による届出についてご確認していただき、質問等あればお願いいたします。</p>
議長	<p>【なしの声あり】</p> <p>次に、その他に移らせて頂きます。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>【付議案件4「その他」に記載】</p>
議長	<p>以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。</p>
事務局	<p>閉会を関谷英男職務代理から申し上げます。</p>
会長職務代理	<p>以上をもちまして、令和元年11月飯能市農業委員会総会を閉会します。</p>